

# アメリカにおけるドメスティック・バイオレンス 加害者教育プログラムの研究

中村 正\*

Domestic Violence is a serious problem in the United States. Men who batter come from all socio-economic, racial, religious and age groups. The question is why men are aggressive and violent in intimate relationships. If we find common traits of batterers, we can create new psycho-educational programs for batterers. I think we have to develop the programs aimed at rehabilitating the batterers. People in the United States have a great attention to establish Treatment or Diversion Batterer's Programs to prevent repeat offenses by these men. This article ends to examine the structure and effect of batterer's program.

**キーワード：家庭内暴力，男性学，ジェンダー，バタラーズ，ダイヴァージョン，虐待，親密な関係，家族病理，加害者対策**

## 目次

### はじめに

- 1 ダイヴァージョン・プログラムとしてのバタラーズ・プログラム
- 2 バタラーズ・プログラムの基準
- 3 バタラーズ・プログラムの具体例
  - (1)「マンアライブ」(カリフォルニア州)のプログラム
  - (2)「メンズ・リソースセンター」(マサチューセッツ州)のプログラム
  - (3)「エマージュ」(マサチューセッツ州)のプログラム

### 4 バタラーズ・プログラムの特徴

### 5 男らしさのハビットの変革

- 三つのポイント -

### 6 日本社会の問題へ - 加害者対策の提案 - おわりに

## はじめに

筆者は「男らしさ(男性性)にかかわる社会病理現象」<sup>1)</sup>に関心がある。その一環として家庭内暴力の現状と対策について米国で調査をし

\* 立命館大学産業社会学部助教授

この論文は、参議院第三特別調査室が所管する「参議院共生社会に関する調査会」による「特殊案件調査」として筆者に表題の内容に関する専門的知識提供の依頼があり、その報告書としてまとめたものを基にしている。報告書は1999年3月20日付けで同調査室へ提出された。また、この研究全体は、文部省科学研究補助金(1996年度から3年間にわたる補助金、課題番号8871028萌芽的研究)による成果の一部でもある。

ている。筆者の調査で焦点をあてていることは、ドメスティック・バイオレンスにおける加害者対策である。

米国は家庭内のあらゆる暴力<sup>2)</sup>に関心を持ち、家族への積極的な介入を行う。児童虐待、老人虐待、思春期暴力はもちろんのこと、夫婦間暴力にも焦点があたる。夫婦間暴力の加害者に対しては一定の刑事処分のシステムが出来上がっている。本報告書は、こうした米国におけるドメスティック・バイオレンスの加害者対策について詳述する。プログラムの概要や具体的なケース分析等とおして、今後のわが国における加害者対策に資することを目的にしている。あわせて筆者が進める若干の取り組みの報告とそれにもとづく提案を行うものである。

## 1 ダイヴァージョン・プログラムとしてのバタラーズ・プログラム

米国においては、「DVコール」と呼ばれる警察への通報制度の確立、加害者を逮捕し危険を取り除く警察の初期活動の明確化、告訴を行いドメスティック・バイオレンス裁判としての刑事手続きの明確化という一連のシステムが、夫婦間暴力に関して成立している<sup>3)</sup>。

この過程において、一定の条件つきでいわゆる「保護観察処分」となるケースがある。具体的には、初犯である、薬物やアルコール依存等がない、更正可能性があると判断された場合は、暴力を克服する教育プログラムに通うことを選択できる。これは通例バタラーズ・プログラムと呼ばれている。法制度上は、ダイヴァージョン・プログラムの一環として位置づけられている。

ダイヴァージョン・プログラムとは、「刑罰

法令違反者を画一的に通常の刑事手続き又は処遇方法で扱うのではなく、適切と思われるときは、より非懲罰的でスティグマ付け - 対象者の社会復帰上のさまざまな阻害要因となる前科者等という公的な履歴上の弱点を与えること - の少ない態様の手続、処遇方法等を用いて多角的に処分しようとする方法の総称（『英米法辞典』、田中英夫編集代表、東京大学出版会、1991年）」である。「延期された訴追」ともいわれており、参加しているプログラムが成功裏に終了すれば加害者は告訴を免れる。逆に、プログラムの完了に何らかの理由で失敗すれば裁判のシステムに戻る事となる<sup>4)</sup>。

## 2 バタラーズ・プログラムの基準

ドメスティック・バイオレンスに関するカリフォルニア州法（1993年改正）は、このバタラーズ・プログラムを次のような内容をもつべきであると定めている。

この法律は、「ドメスティック・バイオレンスの犯罪化」を主旨として制定された。法律にもとづき、警察の対応、告訴、裁判、判決の一連の刑事手続きが確立し、最終的には、罰金、懲役、バタラーズ・プログラムでのカウンセリング参加、アルコールや薬物への依存症治療プログラム参加、地域奉仕活動等の判決が言い渡される。判決の結果、バタラーズ・プログラムに通うことを命ぜられるケースと、刑事訴追の前にダイヴァージョン・プログラムへの参加を決めるケースとがあり、どちらもここでいうバタラーズ・プログラムに参加することとなる。

ドメスティック・バイオレンスの対象となる「ドメスティック」の範囲は、「配偶者、元配偶者、両親、その他の親族ならびに半年間同居

していた者」である。子どもについては児童虐待に関する定めが別にあるのでここには含まれない。「半年間の同居の事実」という規定により、恋人等との同棲関係もここに入る<sup>5)</sup>。

加害者が同意しかつ被害者が迅速な裁判を望んだ場合、保護観察局は、加害者の年齢、医療記録、仕事上の経歴、教育歴、地域と家族関係、前科、警察記録、処遇歴、酌量すべき情状等を総合的に勘案し、当人が暴力を克服するための教育的処遇やリハビリテーションを受けることが有益である人物かどうかを判断する。

加害者はダイバージョン・プログラムへの参加意志を表明し、家庭内暴力を振るわないことの意志表明を行い、カウンセリング・プログラムの課題の確実な遂行とカウンセリング費用を支払うこと等を宣誓しなければならない。こうした手続きを経て、加害者は、保護観察局によって最適なコミュニティ・プログラムに通うことを命ぜられる。

ダイバージョンの期間中、加害者は、いじめること、いやがらせをすること、攻撃すること、殴ること、ののしること、つきまとうこと、性的な暴力をふるうこと等、被害者の平穏を妨げる一切の行動を禁じられる。このダイバージョン中に暴力をふるう等なんらかの失敗があれば裁判のシステムへと戻ることとなる。

法が定めるバタラーズ・プログラムの基準は次のようである。

第1に、プログラムは、講義、グループ討論、カウンセリングを含まなければならない。

特に、プログラムの目標が家庭内暴力をなくすものであることを明確にし、加害者に対して、「暴力を振るったことの責任を自覚させるものであること」を明確にすることが必要である。

第2に、同じジェンダーグループによるセッションとして組み立てられていなければならない。つまり、加害者同士のグループワークであることに意味があり、加害者である男性が他の男性の経験から学ぶことをとおして、自らの加害行為を反省することが期待されている。

第3に、身体的、感情的、性的、経済的そして言語的な暴力がいかなるものであるかについての明確な定義を与え、この種の暴力を止めるための技法を提供するものであること。

第4に、被害者に情報を提供すること。プログラム実施者は、被害者が利用可能なサポート資源の情報とともに、加害者が参加しているプログラム内容についての情報を被害者に対して提供しなければならない。また、このプログラムの参加をもってただちに当該男性が暴力的でないことの証明にはならないということの情報も提供されるべきである。

第5に、薬物を使用しない状態でグループワークが行われるようにしなければならない。

第6に、教育プログラムとして組み立てる際に、最低限次の諸点を加害者に吟味させるようなものでなければならない。たとえば、ジェンダー役割、男性としての社会化、暴力の本質、パワーとコントロールのダイナミズム、子どもへの暴力の影響等である<sup>6)</sup>。

第7に、カップル・カウンセリングやファミリー・カウンセリングを含んではならない。

第8に、加害者にとって当該プログラムが有益であるか否かについてアセスメントする権利をプログラム提供者は与えられる。仮に有益ではないと判断された場合、プログラム実施者は受け入れを拒否することができる。しかし、拒否権は参加費用支弁能力のみを理由にしてはならない。拒否権を行使する場合は、可能なかぎ

りより適合的な別のプログラムについての情報を提案すべきである。

第9に、プログラムスタッフは配偶者への暴力、児童虐待、性的虐待、薬物依存、暴力と虐待のダイナミズム、法律もしくは法律に基づく手続き等についての特別な知識をもつべきである。プログラムスタッフは、地域のドメスティック・バイオレンスセンターの支援、専門的知識やトレーニングをとおして自己研鑽に努力しなければならない。

第10に、プログラムは、最低でも、9ヶ月もしくは32週間以上の期間、実施されることが必要である。

第11に、「その他」として、参加者は本プログラムに参加することで得た情報を守秘する義務を負うこと、プログラムはエスニシティや文化的背景について敏感でなければならないこと、参加費は加害者の収入にあわせたスライド制とすること等が定められている。

### 3 バタラーズ・プログラムの具体例

この基準に即して、バタラーズのための多様なダイヴァージョン・プログラムが非営利団体によって開発され、実施されている。私が調査したカリフォルニア州とマサチューセッツ州は比較的進んだ取り組みを実施している地域である。サンフランシスコ市周辺の地域だけでも複数の団体が頻繁にこの種のプログラムを開催している。私はいくつかの非営利団体が主催するプログラムで参与観察を行った。

#### (1) 「マンアライブ」(カリフォルニア州)のプログラム

まず、サンフランシスコ市周辺で15年前か

ら活動する「マンアライブ」という非営利団体が提供しているプログラムの特徴をみてみよう。

マンアライブは「ドメスティック・バイオレンス・ダイヴァージョン・プログラム (Domestic Violence Diversion Program)」を提供している。

マンアライブは、従来から取り組まれている多くの加害者向けのダイヴァージョン・プログラムの欠陥を次のように指摘する。

第1に、女性と子どもに対する家族のなかでの男性の暴力を人権の視点からまじめにとりあげていない。

第2に、男性に対してリハビリテーションの機会を十分に与えていない。男性の暴力的な態度と行動に焦点をあてたプログラムが必要である。

第3に、ドメスティック・バイオレンスの社会的コストを勘案しなければならない。社会的問題として把握することが重要であるし、事後的対応よりも防止的プログラムの取り組み強化を図る必要がある。

ダイヴァージョン・プログラムは、いわゆる「被害者なき犯罪（加害者が自らを虐待するような行為）」としての薬物やアルコール依存症に関わるものとして主要には組み立てられてきたし、暴力の加害者に関わるプログラムもこの延長であることが多いことを想定しての指摘である。

バタラーズによる暴力は、しかしながら被害者が存在する。米国では一年間に約200万人の女性が殴られている。病院の救急室で治療を受ける女性の22%から35%は家庭内暴力の結果であるといわれている。また、男性の暴力は当該個人が精神を病んだことに起因する個別の間

題であるという理解や家族関係の歪みであるという考え方もなお残っている。

暴力をアルコールや薬物と同列視し、罪を軽く見てしまうものとしてこのダイヴァージョン・プログラムがあるとすると、加害者の責任回避としてこれが利用され、男性の暴力である家庭内暴力が真摯なものとして受け取られない。つまり、一種の免責プログラムとして機能してしまう可能性があるということだ。パタラズ・プログラムは、薬物やアルコールのような依存症克服プログラムとは質が異なるものとしてデザインされなければならない。

パタラズ・プログラムが焦点を定めるべきイシューは、単にある個人の精神力動上の問題ではなくて、男性の暴力という政治的なものである。したがって、プログラムの仮説は「ジェンダー関係の変革」に置かれるべきである。つまり、家庭内暴力はメンタルヘルス問題ではなくて男らしさの信念体系の問題であるという仮説がここにはある。

この仮説を支持する調査研究は多い。たとえば、家庭内で男性の暴力が発生するときとは、女性たちに男性が期待するサービスが満たされないときであり、男たちの権威を傷つけたりしたときだからである、という調査研究である。

したがって、パタラズ・プログラムに必要なことは、第1に、暴力が男らしさの問題行動であるという正しいメッセージを加害者に送ること、第2に、本当のリハビリテーションの機会を与えることである。

「女性に対する男性の優越性という男性役割を社会的に学習し、それをメディア等が公的に支持してきた男らしさという思い込み意識、パートナーに対する暴力を歴史的に認めてきた男の家父長制的権威」を克服するものとしてプ

ログラムのコンセプトが確立されなければならない。マンアライブは、「被害者が女性で加害者が男性であることが多いジェンダー問題」、「加害者の男性は精神衛生上のトラブルや疾患を抱える人間ではなくて健康的な人間である」、「しかも、年齢、社会階層、学歴、人種民族的背景等は問わない普遍的な問題として現れている」、「加害者が暴力を振るうとき=何かをして欲しいと思うサービスが被害者によって拒否されたとき」だということを前提にデザインされたプログラムでなければならないという<sup>7)</sup>。

こうしたコンセプトの問題が重要となる意味は、家庭内暴力の把握の仕方によって、解決方向が異なるからである。家庭内暴力への介入の方法が、伝統的には「家族関係の調整」的な精神力動や家族療法として行われてきたが、これでは被害者の安全が確保できない。加害者の精神衛生上の問題と被害者の暴力を引き起こすような行動特性という組み合わせのなかで発生する、当該の家族関係に病理があるという問題ではないという基本認識が必要だ、とマンアライブは考えている。だから、プログラムは、男性役割の信念体系(暴力を肯定し、誘発する病理的な意識の体系としての男性性役割をさす)を自ら変革することを促進させるものでなければならない<sup>8)</sup>。

こうしたコンセプトをもとにして、プログラムの具体的内容が組み立てられている。

プログラムは、2つのパートに分かれている。パート1は「個々人のアドボカシー」で、3つの段階に分かれている。第1段階は「私は暴力を止める」、第2段階は「アサーショントレーニング(コミュニケーション・トレーニング)」、第3段階は「責任ある親密さの回復」である。

パート2は「コミュニティ・アドボカシー」で同じく3つに分かれている。第4段階は「ホットライントレーニング（電話相談の受け手として活動する）」、第5段階は「バタラーズ教室での活動（教室のプログラム進行をサポートする活動）」、第6段階は「コミュニティ・アウトリーチとコミュニティでの教育活動（高校や刑務所に出かけて体験を語ることやドメスティック・バイオレンス関連の集まりで話す活動）」である。

ダイヴァージョン・プログラムとしての義務はパート1だけであり、パート2は任意参加である。パート2は暴力を克服してきた自らの体験を社会に還元することが内容となっている。

プログラムは、それぞれの段階が16週間、一回3時間の長期プログラムとしてデザインされている。

第1段階のクラスでは、「きちんと表現することがあなたの暴力を解決する鍵です。聞くことも同じく鍵となります。あなたはパートナーへの行動に責任をもたなければなりません。あなたはあなたの暴力による影響について明確な責任を持たなければなりません」と語りかけることから始まる。「暴力への気づきと責任」を重視したものとなっている。

さらに、「あなたの暴力をもたらした信念体系を変えることができる」、「あなたは男らしさの行動を変えることができる」、「あなたは精神病的ではない」、「アルコールや薬物が暴力の原因なのではない」、「怒りは健康的な感情である」、「あなたが学んできた男らしさの行動はあなた自身で変えることができる」等についてグループワークをとおして学んでいく。

第2段階のクラスでは、「肯定的な自己表現」を学ぶ。ロールプレイ（役割演技）をとお

して、コミュニケーション・スキルを身につける。その際に、絶えず「私は暴力を止めます」という気持ちを持ち、「パートナーが私の期待や権威を拒否することを恐れています」、「パートナーに私がして欲しいと思っているサービスを拒否されることを恐れています」、「パートナー以外に私に従う者がいなくなることを恐れています」という自分の感情との対峙を行い、そうした意識の乗り越えが目指される。

第3段階のクラスでは、「責任ある親密さの回復」を目的にしたロールプレイが行われる。怒り以外の感情を表現すること、たとえば、感謝、悲しみ、嬉しさ等が具体的な場面設定のなかで行われる。もちろん、怒りの感情を暴力でなくて、言葉にして表すことも学習する。

こうしたマンアライブの取り組みは、年々教室数が増え、刑務所や少年院での常習者向けプログラムや青少年向け予防プログラムとして拡大されている<sup>9)</sup>。

## (2) 「メンズ・リソースセンター」(マサチューセッツ州)のプログラム<sup>10)</sup>

次に、マサチューセッツ州アマーストにある「メンズ・リソースセンター」のプログラムをみてみよう。タイトルは「MOVE (Men Overcoming Violence) プログラム」である。

プログラムの基本的見地は、「怒り、暴力、虐待、パワーとコントロールがあなたとあなたの周囲に対して、とても否定的な影響を与えていることを自覚すること。どんな理由でここに来ているにしろ、自らの行動に責任をもつことが状況を変えることにつながる。あなたに暴力なしで暮らす方法や技法やコミュニケーションのやり方を教えるが、あくまでそれを持

続的に実践するのはあなた自身であること」というものである。

プログラム参加者は、毎日の「怒り日誌」を記録することが義務づけられる。その内容は、その日の気分と感情、怒りの強度、怒りと身体的な変化、怒りのあとの行動、暴力の発生状況、タイムアウトをとったか否か、どンドンエスカレートしたか、「I」ステイトメント（「私」を主語にして語ること、「男は」あるいは「我々は」を主語にして語らず、責任を他者に転嫁しないための会話の訓練）をおこなったかどうか、怒った時の6時間前後にアルコールと薬物を摂取したか等である。

また、次の教室までの「一週間の感情コントロール記録」をつけることも義務である。その内容は次のようである。あなたが誰かをコントロールしようとした行動や状況について簡単に記録する（命令、身振り、声の調子、身体的接触、顔の表情等）、その意図はどんなものか（その時何を望んでいたのか）、他人をコントロールしようとする行動をどのように正当化したか、その時の気分はどんなものだったか、こうした行動の結果はどうか、その特別のやり方はなかったか等である。

プログラムは、暴力を回避するための「タイムアウト戦略」を教える。暴力を振りいそうになるその瞬間に、「私は怒っている」、「私はタイムアウトが必要だ」、「一時間で戻ってくる」という回避行動を学習することが目指される。もちろん、アルコールや薬物に手を出さないこと、車を運転しないこと、何か別の行動をすること（歩く、走る、自転車に乗る等の緊張を和らげる行動）も大切であると教わる。そして、家に帰るチェックイン作業となる。こうして怒りが静まり、話し合える環境になっていれば、

連れ合いとコミュニケーションすることができるという。

メンズ・リソースセンターで重視しているのは、「チェックリストをとおして考える自らの行動」である。特に、無意識のうちに「パートナーを批判していないか」という振り返りが行われる。たとえば「おまえは何もきちんとできない奴だといったことがある、私をサポートしてくれないし、愛するに値しないといったことがある、料理や掃除が下手だ、ファッションセンスがない、セックスが下手だ、人前にだして恥ずかしいといったことがある」等である。

さらに、「過剰な依存をしていないか」も重要なチェック項目である。たとえば、「パートナーが初めての人と親しげに話していると嫉妬する、彼女がきちんとやっているかどうか常に気になる（職場に電話する等）、行きたくないのに買い物に行こうと無理にさそう、俺が世話しているのだから働く必要はない、おまえは俺の面倒をみるべきだ」という意識である。

最後に「彼女を無視する行動」もチェックされる。「家族のなかの意志決定をするのは俺だ、金をコントロールする、責任を転嫁する、あたりちらす、他人に会うことを制限する」という具合にである。

メンズ・リソースセンターは、カップル・カウンセリングをすべきではないと考えている。なぜなら、暴力は暴力を振るう個人の問題だからであり、決して関係性の問題ではないからだ。カップル・カウンセリングは加害者の責任を減じてしまう。彼の暴力を誘発する何かの関係性のなか、つまり被害者のなかにあるのではないかと思わせてしまうことになるからだ。カップル・カウンセリングが有効になるのはバッテリー・プログラムの初期段階ではなくて最

終段階においてだと位置づけている。ここにはメンズ・リソースセンターの基本的な態度がよくあらわれている。

また、アルコールや薬物と暴力が重なっているとすれば、彼は2つの問題を抱えていることになり、この2つの問題が重なると彼はとても危険な状態になる。早急に別々の回復プログラムに参加すべきだと考えている。

MOVEプログラム参加者は2種類ある。自発的参加者が20週間（自分の暴力に悩む男性は家族の勧めや自発的な意志により任意に参加できる）、裁判所の命令による参加者が40週間のプログラムである。一つのグループは、カウンセラー1人と加害者が8人以下で構成されている。バタラーズ教室では、みずからの感情と行動のコントロールと暴力に関する学習に焦点を当て、プレゼンテーションやディスカッションをグループワークで行う。参加者は自らの体験を語る機会と参加者からフィードバックされる機会を与えられる。主に、暴力的な行動とはどんな行動か、暴力を振るいたくなる時の兆候、その時の心と身体のサイン、暴力がもたらす家族への影響、パートナーや子どもを尊敬する方法、男性役割の学習と暴力の関係等をトピックスとする。

こうして、プログラムは、加害者に対して、変化を促すためのスキル、知識、情報を提供するが、最終的に目標とするのは、①ドメスティック・バイオレンスとは何かについての基本的教育を行うこと、②暴力的な行動を止めるための戦略を提供すること、③男らしさの態度や思い込みを変化させること、④親密な関係のなかでの平等とは何かについて考えさせる、ことである。

### (3) 「エマージェュ」(マサチューセッツ州)のプログラム<sup>11)</sup>

次に、同じくマサチューセッツ州ケンブリッジ市にある「エマージェュ」のプログラムをみてみよう。

週に一度、2時間の教室が行われる。2ヶ月は初心者クラスにとどまり、セカンドステージは11ヶ月から24ヶ月にわたる。

プログラムは、男性に特有の暴力的態度と意識の克服を目的にしている。その態度と意識とは、第1に、「否定」。これは「彼女が問題だ。私は加害者ではない」という意識。第2に、「過小評価」(たいした問題ではない。ちょっとした冗談だった。傷つけようなんていう意志はない)の問題。第3に「はぐらかし(被害者の非難)」。これは「その時は飲んでいたので」、「あまり寝ていなかったから」、「仕事が忙しくてストレスがたまっていたから」という意識のこと。これらへの気づきが最初の取り組みとなる。

グループは加害者にとってはあまり快適な場所ではない。自己の暴力的行動を話すこと等考えられないことだと加害者は考えている。だから初心者クラスはとても重要な期間と考えられている。

匿名性を守るためにグループではファーストネームで呼び合うことにしている。毎回のプログラムのうち、30分はレクチャーとする。3-4人の小グループで、暴力についての個人の体験を話す。

エマージェュは、被害者とのコンタクト(電話)をも重視している。ねらいは女性や子どもが安全な環境にいるのかどうかの確認である。その結果をソーシャルサービス局へ送り、被害者に本プログラムでの男性の状況を知らせるこ

と、被害者がエマージェンシーにコンタクトを取り易いようにすることを意図している。

また、エマージェンシーはインテーク（初期面接）を大切にしている。初期面接が動機形成という点においては重要で、以下のような諸点を踏まえた初期面接にしなければならない。①加害者の暴力の定義を広げること、②身体に対する暴力の多様性を教えること（脅迫、性的暴行、殴打）、③自己の行動への責任をとらせること、④以降のプログラムに参加する動機づけを行うことである。

プログラム全体を通して、①暴力がどんな肉体的認知的な状況のなかで起こるかを教える、②暴力は自発的な行動ではなく、否定的な自己表現の一種だということを教える、③自らの行動や思考に対してコントロールすることを教える、④肯定的な人間関係の作り方を教えることに力点が置かれる。

さらに、ロールプレイも随所に取り入れられている。たとえば、「混雑したハンバーガーショップで並んでいるとき」を想定してどんな言葉が出てくるかをプレイさせる。「急げ！遅い！こんちくしょー！」ではなく、「きっとスタッフが少ないんだろう」、「できるだけ早くやっているだろう」、「仕方ない、待つか」という具合だ。

パートナーへの暴力の影響、短期と長期のなかで何をすればいいのかを考えることもプログラム化されている。①子どもや妻に対する暴力の影響についてのイメージトレーニング、②被害者を非難することを止めさせること、③パートナーの気持ちや感情に共感することの能力を拡大する、④すぐに役立つスキルと長期的に考えていかなければならないことの双方を教える等である。

さらに、コミュニケーションの仕方を学ぶ（暴力的なコミュニケーションと協調的なコミュニケーション）。たとえば、①呼び捨てにする、非難する、脅す等の言葉による暴力を確認し、その重大性に気づく、②聞かない、最小限のかかわりさえ拒否する、介入する、話題を勝手に変える等のコミュニケーションの仕方が協調的でないことを理解し、③協調的、支持的、理解するというコミュニケーションの関係ををつくるためのロールプレイを行う。

エマージェンシーは米国のなかでは古くからこの問題に取り組む団体であり、ボストン地域の人種的特性を考慮して、カンボジア系移民用のプログラムも提供している。

#### 4 バタラーズ・プログラムの特徴

以上見てきた3つのプログラムの特徴をまとめておこう。

第1は、プログラムがマンツーマンの一般的なカウンセリングではないことである。明確に、「男らしさと暴力」に焦点を合わせていることが特徴である。カリフォルニア州の法律はプログラムが「同じジェンダー同士のグループワーク」であることを義務づけている。ジェンダーの意識（これを性自認と呼ぶとわかりやすい）を同じくするもの同士のグループワークだとしているのだ（したがって生物学的な性のみを意味しない）。これは重要な点だ。つまり暴力という行動がジェンダーの意識と深く関わっているということを意味しているからだ。

第2は、バタラーズ・プログラムの暴力の定義が広いことである。一つは物理的暴力で、直接殴ったり、蹴ったりすることを意味する。二つは言葉による暴力で、ののしる、脅かす、嘲

笑する等である。三つは感情面での暴力で、爆発的に怒る、何かにつけ不機嫌な態度をとる、妻がかわいがっているペットをなぐる等だ。そして四つは性的暴力。五つは無視する等のネグレクトする行為である。このように暴力を広く捉えて、すべての面を射程に入れた教育としていることが特徴である。加害者である男性に、自らの暴力的行動が必ずしも物理的な暴力だけではなく、多様な広がりをもっていることに気づかせることに焦点を当てている。

第3に、バタラーズ・プログラムは教育プログラムとして組み立てられているということである。つまり、殴るという行動が暴力であると認知することは比較的簡単だが、問題はそこに至るプロセスを射程に入れる必要性だ。たとえば、男性はそういうことをしてもかわまないという意識、怒りの感情を殴るという行動に結びつける習慣、殴る理由が本当にあるのかを冷静に考えないという思考の習慣等、総じて「男らしさのハビット（習慣）」が形成されていることにまで届くような取り組みが必要だとされていることが特徴である。とくにバタラーズ・プログラムが「男性性の再教育」プログラムとして組み立てられている以上、この観点は不可欠なものだ。

第4に、単に家族関係の調整でもなく、当該男性個人の精神衛生上の問題でもないという性格づけをきちんとしていることも特徴である。この性格づけを誤ると、加害者対策の基本が歪むこととなる。

## 5 男らしさのハビットの変革

### - 3つのポイント -

この「男らしさのハビット」は暴力を合理化

し、正当化し、無害化させる役割を果たしている。殴る理由やきっかけを参加している男性たちが語り合う。みんな共通していた。男性たちは次のように語っていた。「妻にセックスを求めたが拒否されたとき、仕事から帰っても食事のしたくができていないとき、疲れているのに子どもの面倒を見させられて子どもがいうことを聞かないとき、何かのことを話し合っていて口論になってしまったとき、妻にあれこれ指図されたとき」だと言う。冷静になって他人の経験も含めて考えてみれば、殴らなければならぬほどのことでもないし、殴る必要などまったくないことがわかる。そうこれらはすべて「理由なき暴力」なのだ。

加えて、こうしたことを正当化する意識も浮かび上がる。たとえば「一家のくいぶちを稼いでいる以上当然のことだ、言うことを聞かないのに殴って当然だ、子どもの面倒をみるのは母親の役割だ」というような意識である。性別役割分業の意識を色濃く内面化し、これが暴力を正当化する意識として定着していることがよくわかる。

また、「怒りが高まってくるとどうしても殴ってしまう、殴るという行動にどうしてもでてしまうように感情のコントロールがうまくいかない」等の意見もだされる。これはやや両義的な意識である。怒りの感情を他の手段で発露するというチャンネルがないことがうかがえる<sup>12)</sup>。

こうした暴力体験の語り合いを中心にしてグループワークがすすむ。たとえば感情を表す言葉をどれだけもっているかを相互に点検する。イラストで表した顔の表情を言葉で表す訓練を行う。怒りの感情ひとつとってもずいぶんと気持ち持ちは異なる。何に怒っているのが異なるか

らだ。たとえば、何事がうまいかない状況にいらだっているのか、本当に相手が悪くての怒りなのか、首尾よく事を運べない自分に対する怒りなのか、単にむしゃくしゃしているだけなのか等だ。同じようにして、悲しみの気持ちを表す言葉と表情、楽しさを表す言葉と表情、感謝の気持ちを表す言葉と表情等を学んでいく。

プログラムのファシリテーターが男性たちに尋ねる。「仕事の関係以外でありがとうと言ったのはいつですか」、「哀しいと悲しいの違いがわかりますか」、「ホッとする人間関係ってどんなものでしょうか」、「怒りの感情をもつのは当然ですね。では社会的な不正に怒りの感情をもったことがありますか」、「殴られている相手の立場の感情はどんなものでしょうか。言葉にしてみてください」等と。

しかしこうした問いかけに対して男性たちの語彙は貧しい。怒りの感情や殴った体験を語る言葉の豊かさとは対照的だ。男性たちの暴力への振り返りの試みから、怒りの感情以外の気持ちを表す表現力は乏しいと感じた。

このパタラズ・プログラムは、男らしさのハビットを組みかえることを目標としている。ということは、男らしさの行動様式は変化させることができること、つまり後天的に獲得したものであることを前提にしている。暴力や攻撃的な行動は男性の先天的な特性でもなんでもなくて、意識的に解消することができるということを前提としている(もちろん中には何らかの精神病理的なメカニズムが作用しているケースがあるので、精神科医との連携がなされている)。

つまり、暴力と結びつくような男らしい意識や態度や行動を変容させる際に、言語的、認知

的な実践に焦点をあわせているということだ。

ここでは感情と気持ちを語る言葉を再獲得しながらの行動変容が試みられているといえる。男らしさのハビットの自己変革は、こうした男らしさの文法の組み替えという作業をとおして行われている。

まとめておこう。組み替えのポイントは3つある。一つは、何が暴力なのか、被害者が暴力を誘発したのではないという点での「認知の歪みを克服すること」である。二つは、怒りの感情だけが肥大化していることを自覚し感情面でのバランスの回復をめざした「感情表出の豊かさを取り戻すこと」である。三つは、怒りの感情を殴るという行動に結び付けないことの学習という点での「行動変容を促すこと」である。効果的なパタラズ・プログラムにはこの3つのポイントが不可欠であると考え<sup>13)</sup>。

## 6 日本社会の問題へ - 加害者対策の提案 -

カリフォルニア州議会と「ドメスティック・バイオレンスに対するカリフォルニア連合」という市民組織によって、パタラズのためのダイヴァージョン・プログラムのスタンダード・モデルとして、マンアライブ・プログラムが位置づけられるまでになった。いまやマンアライブの主宰する教室はサンフランシスコ湾岸エリアで30教室となっている。加えて、州刑務所や市刑務所等でも教室が開催されるようになり、広く「男性性と暴力についての再教育プログラム」として認知されつつある。

このプログラムには毎年2000名の加害者が参加し、24時間対応で取り込まれている加害男性のための電話相談には、毎月延べ150名のボランティアが参加している(この大半はプロ

グラムの修了者である）。カナダ、スコットランド、英国、メキシコ、オーストラリアにおいてもマンアライブのコンセプトをベースにしたプログラムが広がりつつある。

さらにユニークな調査も行われつつある。サンフランシスコ市の北にあるサンクワンティン刑務所で行われた外部評価である。これは1991年以降のマンアライブにおけるプログラムの効果についての調査である。具体的な指標としては再犯率を調査したものである。この調査では、バタラーズ・プログラムを完全に終了した者の再犯率は5.14%であった。また、バタラーズ・プログラム参加者のうち家庭内暴力常習の加害者が26%、そのなかでプログラム終了者の再犯率は、51.92%であり、常習者に対しても一定の効果が測定できた。カリフォルニア矯正局管内の再犯率66.8%に比しても効果がある。特に、初犯者へのダイヴァージョン・プログラムとしては、顕著な効果があるとされた<sup>14)</sup>。

こうした取り組みとその効果を踏まえ、わが日本社会において加害者対策を考える上で重要なことは、ドメスティック・バイオレンス加害者処罰のための法制度整備、ダイヴァージョン的なプログラムの実施等の側面とあわせて、事後的な措置だけではなくて、予防的なプログラムの実施である。ドメスティック・バイオレンスを生み出し、肯定するような社会的文化的慣習的なジェンダー関係への教育、専門家の研修、青少年への予防的教育、父親政策の樹立（暴力が発生しやすいのは妻の妊娠時であることを勘案した多様な内容での父親教育の機会を提供するもの）、セクシャルハラスメントの加害者、いじめの加害者への教育等をも射程にいった総合的な対策の必要性である<sup>15)</sup>。

したがって当面は「家庭内暴力の犯罪化」という視点での取り組みが重要である。さらに、「家庭内暴力の予防と防止」、そして「暴力を克服するための教育プログラム」の開発をとおして、総合的な加害者対策の樹立が展望されるべきだと考える。

筆者がその世話人の一人でもある「メンズセンター（1995年設立の民間非営利団体、事務所は大阪市）」のなかにある「男のための非暴力研究会」では、以上述べてきたような米国における加害者対策のプログラムをもとにして、日本社会における家庭内暴力の現実にあわせてそれに改良を加え、今後の加害者対策の一つの軸をなす教育プログラムを「男の非暴力プログラム」として研究、開発してきた<sup>16)</sup>。

試験的に、98年7月（京都市、24名参加）、同年11月（大阪市、35名参加）、99年3月（市民団体「DV防止プロジェクト」と共催し、筆者が進行役をつとめた。東京都世田谷区で実施、定員制で20名参加）において、加害者として悩む男性に呼びかけてワークショップを開催した。さらに、メンズセンター主催で、「コミュニケーション教室」と題して、97年から98年にかけて連続したワークショップを開催した。こうした取り組みをもとにして、さらにプログラムを開発している。プログラムは、セクシャルハラスメント、いじめ等における加害者対策にも連なる視野をもちながら、夫婦間や親しい者同士の関係において発生する暴力をなくすことを目的としている。計画している連続ワークショップの内容は次のようである。

第1回「出会いのワークショップ - 互いを知る、自分を知る」

第2回「見方を変える - 暴力への気づき」

第3回「感情を伝える（その1） - 自分の

感情のパターンを知る」

第4回「感情を伝える(その2) - もう一つの感情表現を学ぶ - 」

第5回「行動を変える - 暴力なしで暮らす方法へ - 」

第6回「新しい自分へ - 豊かなコミュニケーション能力を養う」

こうした経験をもとにして、わが国の現実に即したプログラムとして充実させていくことはもちろん、セルフヘルプグループのような定例的な非暴力についての語り合いの機会の提供も含めた多面的な取り組みにする必要があると考えている。

### おわりに

本報告書で紹介したプログラムは、1994年9月から1995年9月にかけての間、筆者がカリフォルニア州立大学バークレー校社会学部において客員研究員をしていた間に行った調査に基づいている。

「マンアライブ」のバタラーズ・プログラムについては、1年間当該プログラムに直接参加し、参与観察を行った。マサチューセッツ州の「メンズ・リソースセンター」については直接参加したプログラムは2回である。同州ケンブリッジ市の「エマージュ」についてはプログラム・ディレクターからのヒアリングを行い、必要な資料を収集した。また同プログラムのスタッフが1997年10月、京都を訪れ、公開講演会を開催し、加害者対策の必要性を訴えた。その後も上記のグループとは情報交換を続けている。

また、本報告書は、参議院特別調査室の依頼事項についてのみ論じたものであり、ドメス

ティック・バイオレンスの加害者研究については何ら言及していない。米国においてはバタラーズ・プログラムの参加者データをもとにして、加害男性の心理特性、ライフヒストリー調査、ライフイベント(結婚、妻の妊娠と出産、離婚、失業と転職等)と暴力の相関関係等、多様な主題で研究が進んでいることもあわせて付記しておく<sup>17)</sup>。

### 注

1) ジェンダー研究と逸脱研究の交差するところに、どんな社会学的主題が発見できるだろうかというのが筆者の関心事項のひとつである。とくに、男性性の研究(これを男性研究、男性学と包括して、米国ではメンズスタディーズと呼称されている)にとってこの視角は有効だと考えている。「男らしさの社会病理」という言い方は、犯罪者に男性が多いこと、非行問題の性差が顕著なこと、自殺者は男性に多いこと、アルコール依存症が圧倒的に男性であること、いじめを苦にして自殺するケースが少年に多いこと、仕事依存症もまた男性の働き方と密接に関わることなどの経験的な事実を思い浮かべれば、社会病理一般ではなくて、男性にかかわる社会病理という視点が重要なことがわかる。

社会学史のなかでも社会問題を素材にした社会的現実分析の古典であるデュルケームの『自殺論』も今日から見ればジェンダーバイアスのかかった分析ではあるが、男性と女性の自殺行動の差に敏感であったことも忘れてはならない。ジェンダー研究が女性たちの置かれた地位と現状の分析をとおして一つの社会分析としての有効性を確保したその射程は、もう一つの性であり、支配する性とされた男性性の分析へと拡大されなければならないだろう。女性学研究がエンパワメントのためのという目的をもつなら、男性学研究は、男性が支配する性であることの矛盾と困難と病理を語ることをとおして肯定的な男性性のあり方を示すことが課題となる。男性研究は緒についたばかりであるが、貴

重なる業績が蓄積されてきた。本研究の文脈でいえば、メッサーシュミットの男性性と犯罪の研究など最近の動向が示唆的である。こうした点については、拙稿「男らしさの文化表象論」（教育科学研究所紀要，第3号，1997年）を参照のこと。

- 2) ドメスティック・バイオレンス（以下，DV）は，その社会の人権意識と相関して社会的に認知される。たとえば，厳密な事実把握が必要だが「間引き」や「姥捨て」という歴史的慣行を，現代社会の基準に照らして，DVであると当時は認識しにくい。したがって，現象としては，今日いうところのDVの事実は歴史社会のなかに十分認められる。

家庭内暴力が社会的に関心を持たれた背景には国際社会での人権意識の高まりがある。たとえば，1993年の国連「暴力撤廃宣言」は，女性に対する三つの暴力を定義している。第1は家族のなかで起こる暴力（妻への殴打，近親姦，ダウリ，夫婦間レイプ，性器切除，身体的性的心理的暴力など），第2は，制度による暴力（戦場レイプ，セクハラ，売買春，メディア暴力，儀礼など），第3は，国家による暴力（従軍慰安，戦争）である。こうした流れを受けて，日本社会においても家庭内暴力の多様な形態が認知されはじめた。思春期・青春暴力だけではなくて，広い定義が採用されはじめ，家族という密室に蓄積する病理を明かすみにだしつつある。

DVには適当な日本語訳がない。DVと総称されていることの共通特性を考えてみるとわかりやすい。第1に，ストリート・バイオレンスとは異なる。たとえば暴力団の暴力。これとは明らかに異なる。第2は，家庭内の弱者に向かうということ。一つは子ども。これはチャイルド・アブ्यूズ（子ども虐待）と呼ばれている。二つは，高齢者。これはエルダース・アブ्यूズ（高齢者虐待）と呼ばれている。このなかには高齢者の財産の不当な利用や処分が含まれており，これを経済的暴力と呼ぶ。三つは，女性。夫婦間暴力と呼ばれている。もちろん，夫婦間暴力の加害者に妻がなることもある

が，ほとんどの加害者は男性だ。そして，少し背景が異なるが，四つめとして，思春期・青春暴力がある。これは子どもが親に反抗するケースだ。親は直接的な弱者というわけではないが，いちおうこの分類に入れておく。

第3に，DVが発生する関係の特質は「親密な関係」という特性をもっている。家族という関係の特質ともいえる。

これら三つの共通特性を合わせて考えると，「親密な関係における虐待と暴力」というのがDVとして英語で使われていることの内容にもっとも近い日本語訳だろう。さらに，上記の説明でもわかるように，バイオレンスとアブ्यूズという二つの言葉を含んでいることにも注意が必要だ。アブ्यूズは明確な力の上下関係で発生するという意味である。バイオレンスはそれをも含んだ一般的な表現だ。よく似た言葉にハラスメントというのがある。いじめ，嫌がらせだが，一般に，暴力と虐待の関係には「男と女」という関係がつきまとい，この関係でみると，暴力や虐待という関係において性的暴力や性的虐待という要素をとまうことが多くなる。職場であれ家庭であれ，「集団としては優位な地位におかれている男性」という視点で見ると，こういう特性が見えてくる。

もちろん，妻が夫に対してふるう暴力も存在するが，ほとんどないということと，男性の暴力との違いがある。女性の暴力は武器を用いない限りダメージを与えにくい，その後加害者として悩むことがあるなど。男性の暴力は，相手にダメージを与えやすく夫婦喧嘩として片づけてしまい，加害者として悩むことは少ないなどの違いがある。

また，バイオレンスとアブ्यूズという言葉を使うことにも注意が必要だ。アブ्यूズは，文字どおり，ab-useであり，誤った使用方法である。絶対的な上下の力関係があるところに発生し，児童虐待と高齢者虐待にはこれが用いられる。バイオレンスは，ともすると力のあるもの同士の闘いのようにもとられるが，事態の深刻さを表現するには適切な言葉であろう。思春期・青春暴力，校内暴力，夫婦間暴力などと

して用いられる。もちろん、体罰と校内暴力、しつけと児童虐待は紙一重の違いしかなく、家族の関係、教育的関係、親密な関係という文脈は、通例の市民的関係において自覚させる暴力的虐待の関係を隠蔽化、不可視化させる作用をもっているようである。

さらに、家庭内暴力の被害者についての実践的支援や被害者救済制度の構築の必要性から、被害者学という新しい研究領域が発展している。とくに家庭内暴力の被害者という点では、夫婦間暴力の被害者である女性への聞き取り、体験調査、カウンセリングをとおして、そのケアのあり方、加害者対策、被害者救済のあり方などとして展開されている。なかでも「心的外傷(トラウマ)」の研究は、家族という関係の独特さを明らした。そうした研究の牽引者の役割を果たしているのは、精神科医でもあるジュデス・ハーマンである(中井久夫訳『心的外傷と回復』みすず書房、1996年)。

ハーマンは、戦争体験、地震、火事、強姦などの性的被害などの「単一の外傷的事件」とは別に「長期反復性外傷」という事態を考えなければならぬという。それは「監禁状態」という条件とともに成立するという。「反復性外傷は犠牲者が加害者の監視下にあつて逃走できない被監禁者である場合に限って生じる。このような条件が刑務所、強制収容所、奴隷労働キャンプに存在することはいうまでもない。この条件は宗教的カルト、売春窟などの組織的な性的搾取施設にも存在しているだろう。そして家庭にも」(111頁)とハーマンは指摘する。そう、家族という関係はこうした長期反復性外傷が生まれる環境になるというのである。

しかし、家族には塀や壁はない。被虐待的、被暴力的環境から逃れようとするればできるのではないかということになる。「逃走を防ぐ障壁は通常目に見えない障壁である。しかし、それはきわめて強力である。子どもたちは一人で生きてゆけないために監禁状態に置かれる。女性ならば物理的な力と並んで経済的、社会的、心理的、法的従属によって監禁状態に置かれる」(112頁)のであり、ハーマンは被害者が被暴力

的環境に順応していく過程を総称して、「心理学的支配」と呼んでいる。その中心は、「無力化と断絶化」であり、被害者をたえざる恐怖の状態に置いておくことである。「被害者を犯人にしばらくつけるために間を置いてごほうびを与えるという方法がもっとも洗練された形をとるのは家庭内暴力においてである。物理的な意味での障壁が逃亡を防いでいるわけではないから、被害者は暴力の炸裂後に逃げようとしてもふしぎではない。戻ってほしいと説得するにはさらに強く脅すのではなくて、弁解や愛情の表現や改めますという約束を行い、さらには、わかってほしいとか、わかりあえない仲じゃないかと相手の心に訴えもする。加害者が被害者の心を捉えるためには自分のできることなら何でもするというのであるから、対人関係における力の均衡は一瞬逆方向に傾いたようにみえる。わがものとして所有したいという熱意は変わらないがその質は一変する。自分が威圧的・暴君的な行動に出たのもひとえにきみを絶対にわがものにしたかったからできみを愛すればこそなんだと言いつたのである」(119頁)。これは、家庭内暴力の一つの特性である「暴力のサイクル」と呼ばれている過程の「和解期」もしくは「ハネムーン期」と呼ばれているものである。家庭内暴力の場合、常に暴力があるのではなくある周期をもって反復されるということである。暴力が行使される爆発期、謝罪と和解のハネムーン期、フラストレーションがたまる蓄積期である。このサイクルが短くなると家庭内暴力の被害が拡大する。

- 3) 西尾和美「家庭内暴力専門のDV裁判所 - 米国のこころみ - 」(『アディクションと家族』第16巻第1号、1999年、家族機能研究所)は、DV裁判所のことを簡単に紹介している。
- 4) 逸脱の社会病理学的研究におけるレイベリング論のインパクトを政策的に表わしたものの一つがこのダイヴァージョンである。非行や犯罪の統制において絶大な裁量権を持つ刑事司法組織は罪刑法定主義の原則のもとにありながらも何らかの恣意的な裁量権行使が行われているの

ではないかという批判を行ったのがレイベリング論である。アメリカ社会においては、刑事手続きの全過程において人種や民族的要素、社会階級的、社会階層的な恣意性が働いていないかという問題として提起されてきた。こうしたレイベリング論的視角による刑事政策的展開として70年代の米国において具体化されたのが、いわゆる「4D政策」と呼ばれるものである。4Dとは、「非犯罪化 decriminalization」,「脱施設化 deinstitutionalization」,「ダイヴァージョン diversion」,「適正手続き due process」の頭文字をとり、それを象徴に表現したものである。目指すべきは刑事司法システムが当該個人にスティグマを附与しないような新しいシステムの開発だった。軽微な逸脱や「被害者なき犯罪」、貧困や差別など社会の側の問題につながるようなケースの場合などがその対象となった。

なかでも本稿において関心があるダイヴァージョン・プログラムの背景は、社会内処遇（コミュニティ・トリートメント、community treatment）の徹底ということにある。市民生活への国家の介入を最小限に抑制するという不介入政策(non-intervention)が採用され、市民社会の教育力もしくは自浄作用に課題が預けられた形となる。こうした政策を支えたその背後仮説の一つはレイベリング論である。もちろん不介入は非施設化を意味するが、必要な社会内処遇を講じることがその前提とならなければ単なる非施設化は無責任と等しくなる。

ダイヴァージョン・プログラムは、加害者の社会への再統合（reintegration）というコンセプトを大切にす。しかし、ダイヴァージョンを典型とする現代アメリカの社会内処遇は、従来の施設収容中心型刑事司法システムの受け皿という意味をもつと同時に、その逆の事態、つまり仮に社会内処遇が存在しなければそもそも統制の対象となっていなかった領域までも社会統制のネットワークに取り込む機能を果たしているという両義的な意味をもつ。すなわち、社会内処遇は既存の刑事司法システムのオルタナティブではなく、その刑事司法システムを補完し、拡大するものとなっている側面も無視でき

ないということだ。あくまでも刑事政策的な意味が強い。

公判前ダイヴァージョンとして、被害弁償や奉仕活動の命令を出すこともある。犯罪者処遇の非施設化は、犯罪に対する統制を最小限にまで抑制するという不介入政策のあらわれであり、処遇を外部に転換するたんなる非施設化をこえてその処遇を刑事司法システムの外部にまで転換するダイヴァージョンに連結する。

従来の社会内処遇の歴史（復讐から拘禁へ、拘禁から改善へ、改善から再統合へ）に学び、1967年の大統領委員会報告で具体化されたものだ。目標は、第1に施設収容のもつ隔離とレイベリング効果の縮減、第2に犯罪者を社会に再統合することを犯罪統制の基本とすることだった。逮捕前ダイヴァージョンは、逮捕起訴後、有罪判決前に被告人に一定の条件、すなわちプログラムに参加することを条件にして起訴を猶予するので、これをpre-trial diversionともいう。刑事訴訟に代えて調停をもってするダイヴァージョンともいえる。バタラーが日常を暮らす地域社会を基礎とした矯正 community based correctionという性格も併せ持っている。ダイヴァージョンとレイベリング論の関連については、徳岡秀雄『少年非行政策の社会学』（東大出版会、1993年）を参照。

- 5) 親密な関係における暴力という捉え方は、様々な紆余曲折を経てきた。たとえば、「共存」という言葉がそうである。文字どおり共に依存しあっている状態を意味する。元来はアルコール依存症者とそれを支える妻の存在という関係に用いられてきた。これを夫婦間暴力に用いると、バタラーの責任が隠蔽されてしまう。よく似た言葉に、殴られる妻は「マゾヒスト的人格障害」であるとする把握もある。これも暴力を肯定する把握である。こうした捉え方の変遷は、ハーマンの著作に詳しく記述されている。また、「被害者を非難する」ということも日常よく見られる意識である。「どうしてそんな暴力的な男性のもとから逃げないんだ」という非難めいた忠告である。これも仕事をもち、小さな子どもをかかえる女性にとっては家族というの

が一種の監禁状態になっていることを無視した「転倒」である。

ハーマンは、このような親密な関係が監禁状態化し、逃れられない関係として持続し、そのなかで暴力を受け続けることに由来するストレスを「複雑性外傷後ストレス障害」と名づけている。これは、「全体主義的な支配下に長期間(月から年の単位)服属した生活史、事例には人質、戦時捕虜、強制収容所生存者、一部の宗教的カルトの生存者を含む。事例にはまた、性生活および家庭内日常生活における全体主義的システムへの服属者をも含み、その事例として家庭内殴打、児童の身体的および性的虐待の被害者および組織による性的搾取を含む」というものであり、新しい診断基準としてこれを提案している。(ジュディス・ハーマン、前掲書、189頁)

- 6) こうした諸点への配慮を定める背景には、暴力が単に当該個人の心理的問題や出自家族における個人史的体験には還元できない問題、つまりDVは社会的問題であるという認識がある。とりわけ、バタラズプログラムがダイヴァージョン政策の一環として組み立てられた過程にはシェルターを造り、被害者救済の取り組みを市民運動として構築してきたこととの関わりを看過できない。プログラムの多くはジェンダー構造を内面化した男性性役割と暴力的行動との親和性を問いなおすことに力点を置いている。なかでも「パワーとコントロール」という表現はそのことを端的にあらわしたものである。加害と被害の構造があるところには地位の上下関係に代表される権力的作用が存在している。力の強弱となって暴力があらわれる。具体的には家庭内弱者に暴力と虐待の矛先が向かう。したがって、ジェンダー関係では集団として優位な地位をもつ男性と劣位な地位をもつ女性との関係として問題が立ちあらわれることが多いが、個別的な事例をみれば男性が弱者になることもあり、一般的に男性が加害者で女性が被害者だとはいえない。さらに、男性性と暴力的行動の親和的關係があるとすれば、特定の親密な関係において、男性性を内面化した女性の場合もし

くは同性愛者カップルの場合にも問題はあらわれることとなり、生物学的な男性とジェンダー的な男性性もしくは男性役割とは区別して把握しておくことが必要だろう。通俗的なレトリックを用いれば、「男らしさを憎んで男を憎まず」ということが大切だろう。

- 7) こうした諸点は通例、「家庭内暴力の神話」と呼ばれていることと関わっている。家庭内暴力、とりわけ夫婦間暴力に社会的関心をもたらす画期となったレノア・ウォーカー『バタード・ウーマン』(斎藤学監訳、金剛出版、1997年)においても強調されていた視点である。神話とはたとえば、「殴られる妻は少数である。マゾヒストである。暴力は貧困層において発生する。マイノリティグループにこそ暴力がある。殴られる妻の教育程度は低い。加害者は他の面でも乱暴である。加害者は社会的な落伍者である。アルコールが暴力の原因である。加害者に精神病理的な原因がある。殴られる妻がそこらいつでも逃れられる」というような俗説である。ウォーカーの研究はこうした思い込みを一つひとつ克服していく。家庭内暴力は経済的地位、学歴の高低には関係なくあまねく存在し、妻の人格や性格、アルコールなどとは直接関係なく見出されるとしている。
- 8) 男性性もしくは男性役割に照準した社会的現実分析あるいは文化表象分析が隆盛しつつある。男性に関するジェンダー研究ともいえる分野である。

男性や男らしさが問題になる背景は二つあると考える。一つは、女性学のインパクトである。これは、家父長制のもとでの男性の加害者性を告発し、男性の反省を求めるということを中心とする。「告発と反省」という構図である。外的契機は、女性という差別された性からの告発、内的契機は、男性という差別する性の反省である。「加害者としての男性」という発想である。

二つは、男らしさそれ自身を扱い、性としては、男性も抑圧された性であるという点を強調する考え方である。これは、「病理と覚醒」という構図になる。外的契機は、ワーカホリック

（仕事依存）、ストレスと自殺、アルコール（アルコール依存）などの多様な形態での病理、内的契機は、その覚醒（コンシャスネス・レイジング）ということになる。「被害者としての男性」という発想である。

これら二つは相補的なものだが、女性学による問題化の構造が先行し、そのことの男性による主体的な問題のとらえかえしと自己弁護が交ざりあって、男らしさによる問題化の構造が続いている。

しかし、この二つの問題把握の位相は、あまりにも二分法すぎると思われる。被害と加害という問題の立て方を、もう少し丁寧に吟味してみたい。告発、反省、病理、覚醒という言葉だけではなく、ジェンダー・スタディーズの知見をもとにして、男性と男らしさを語る言葉を豊かにしたいと思う。ジェンダー論が多様な分野での学的主題になりつつあるとはいえ、それはまだ、どちらかと言えば女性の問題を体系づけるという意味に等しい。もう一つのジェンダーである男性についての言及は甚だ少ない。ウィメンズ・スタディーズを「女性学」と訳して、多様な議論が展開されていることと比べて、他方の性である男や男らしさについての研究はどうか。ようやく議論が開始された段階である。

また、言葉の問題もある。メンズ・スタディーズという名称の妥当性だ。私は、「男性の社会的経験と男らしさの表象についての諸研究」というぐらいの意味でメンズ・スタディーズということを理解している。だからこれを「男性学」と訳するのも適切ではないと思っている。なぜなら、男らしさを内面化しているのは男だけではなく、女性も内面化しているからだ。

その内容とは、たとえば、軍隊と戦争がつくりだす強いられた男らしさ、企業活動と競争がもたらす男らしさのスタイル、被抑圧者の解放運動や抵抗運動が構築する対抗と抵抗としての男らしさ、非行少年たちが観念する反抗としての男らしさ、生育という社会化過程のなかにある通過儀礼としての男らしさなどがあげられる。こうした側面は、男らしさが制度化されて

いく過程であると私はとらえている。このような制度化過程を通して、何気なく使う「男らしい」という意識や観念が構築されていく。

男性学や男性研究は社会や制度の分析と文化表象論のかっこうの視点となって学際色豊かに主題が展開されていくべきフィールドだろう。

- 9) 男性性の形成と暴力的行動の連鎖を断ちきるためのダイヴァージョン・プログラムとして開発されてきた内容を予防的な教育プログラムとして取り組んだり、ダイヴァージョン・プログラムとしてではなくて刑罰受刑者向けに改良し実施するという広がりのある取り組みが成されつつある。サンフランシスコ市と湾を隔てて立地するオークランド市には「オークランド・メンズプロジェクト」という民間非営利団体があり、ここでは中学生や高校生向けプログラム、大学生向けプログラムを開発し、その予防的活動を行っている。
- 10) メンズ・リソースセンターの理事の一人としても活躍する在米日本女性、加藤洋子さんは娘と孫を娘の元ボーイフレンドに殺害された。その経験を語りつぎながら家庭内暴力防止にむけた取り組みを行っている。加藤さんの経験については、日本DV防止・情報センター編『ドメスティック・バイオレンス - 在米日本女性のたたかひの記録』（かがわ出版、1999年）に詳しい。
- 11) エマージェはケンブリッジ市、ハーバード大学の近くにオフィスをもち、パタラズ・プログラムについての先駆的な取り組みを行ってきた団体である。アジア系移民向けの多言語プログラムも実施している。
- 12) 米国のパタラズ・プログラムにおいて用いられている加害者向けのテキストに*Learning to live without violence - A handbook for men* (Volcano press, 1989) という書物がある。サンフランシスコ市の北にあるソーサリートという地域で活動するカウンセラーであるダニエル・ソソキンの著書である。彼は私とのインタビューのなかで「怒りマネジメントやコミュニケーション・スキルの獲得」の必要性について語ってくれた。さらに、単にジェンダー問題に

直結させて男性の暴力を捉えるのではなく、広く男性をして暴力という行動をとらせしめる家族という関係の心理学的な把握にもとづくプログラムの構築の必要性を主張していた。

13) この三つの視点は、ダイヴァージョン・プログラムを組みたてる際の作業仮説として有効なものである。また、三つのそれぞれについての変容を促すために効果的なカウンセリングの手法とグループワークを組み合わせるプログラムが開発されていく。交流分析によるコミュニケーションパターンの歪みや特性の理解、エゴグラムや内観法による自己洞察、ロールプレイングによるコミュニケーションスキルの学習をとおした行動変容などである。男の非暴力研究会のグループワークにおいてもこうした作業仮説のもとにプログラムが組まれている。さらに、こうしたグループワークは言語的实践をとおした関係変容を促すことにも主眼が置かれている。ジェンダーと言語的实践、言語的表象のかかわりについては、ジュディス・パトラの *Gender Trouble*, Routledge, 1990 (竹村和子訳『ジェンダー・トラブル - フェミニズムとアイデンティティの攪乱』, 青土社, 1999年)を参照のこと。また、ダイヴァージョン・プログラムが言葉をとおした自己もしくは親密な関係の再構築にかかわる点については、拙稿「男らしさの文法」(『月刊言語』1998年11月号, 大修館書店)を参照のこと。

14) ダイヴァージョン・プログラムの効果についての関心も高く、研究者が調査を試みている。長期的な追跡調査が必要になるので、こうした領域におけるプログラムのアセスメント手法の確立は難しい。しかし、再犯率、プログラムからのドロップアウト率もしくは完遂者の比率、修了者の一定時間経過後の追跡調査などが試みられている。たとえば、8ヶ月プログラムを実施している地域でのプログラム完遂者は1%以下、参加すべきパトラーズのうちの14%程度しか参加していない実情が指摘されている。また別の地域の12ヶ月プログラムにおいては45%のドロップアウト率が報告されている。ダイヴァージョン政策の困難さを物語る数値であ

る。しかし、調査結果は多様であるが、プログラムの75%以上に参加すれば暴力克服の効果が期待できるという指摘が多い。

15) わが国においても夫婦間暴力への関心が急速に高まりつつある。当面は実態把握を中心にした現実分析が必要である。「夫(恋人)からの暴力調査研究」は1998年に『ドメスティック・バイオレンス』という報告書をまとめた。これは1992年からの調査研究の集大成であり、わが国における夫婦間暴力の実態に迫る内容となっている。報告書は、「最も深刻だった身体的暴力によるけがの内容」「そのけがの部位」「全治日数」などの身体的暴力の生々しい実態を明らかにした。その後の被害者の自己喪失感をはじめとした心理状態、離婚への発展、親戚の反応、子どもへの影響などが調査されている。

また1997年には東京都「女性に対する暴力に関する調査」の結果が公表された。さらに、1998年に「夫・恋人(パートナー)等からの暴力について」調査報告書がフェミニストカウンセリング堺から発表された。これらの調査は被害者の視点が重視され、想像を超えた被害の様態が密室化した家族の内側のゆがみとして鮮明にとらえられている。こうして、さしあたりは個々のケースにそくしての実態把握が先行する形で調査研究が取り組まれている。

16) 市民運動の関心も高まりつつある。被害者を救済するシェルター運動が徐々に広がり、全国的に20数カ所となっている。さらに、「日本DV防止・情報センター」(神戸市に事務所を置き、電話相談や警察、弁護士、医師、カウンセラー、ソーシャルワーカーらの専門家会議を主催している)、「DV防止プロジェクト」(東京に事務所を置き、弁護士らで構成し、啓発や自助グループ活動を展開)、「男のための非暴力研究会」(大阪市に事務所を置くメンズセンターのメンバーや人権、いじめ対策などの分野で活動する市民で構成され、非暴力ワークショップを開催している。筆者がその代表をつとめている)などのDVをめぐる市民活動も開始されている。こうした動きをもとにして、総合的な被害者救済の制度と加害者を再教育し、予防するた

めの取り組みが必要となっている。日本DV防止・情報センター編『ドメスティック・バイオレンスへの視点』（朱鷺書房、1999年）参照のこと。

- 17) DV研究の重要な環の一つは加害者研究である。いくつかの特徴的な研究を紹介しておく。

「第145回国会参議院共生社会に関する調査会会議録」第2号（平成11年2月10日）において、最高裁家庭局長が家庭裁判所における調停の実情からバタラーズの特性を述べている。具体的なデータは、離婚における「妻の申し立て」の理由で「暴力を振るう」として申し立てられたケースをもとにしている。平成9年で離婚申し立て全体の約3万9000件のうち、「暴力を振るう」というケースが30.9%を占めているという。その男性たちの特性を4点にわけて整理している。一つは妻への依存欲求が非常に強いタイプ（無条件に妻との一体感をもとめ、絶えず不安で嫉妬心の強いことが多く、少しでも妻に拒否されると自分自身が否定されたという受け取り方をするなど強い被害感をもって感情的に暴力を振るう）、二つは家庭以外の対人関係も苦手で言葉によるコミュニケーションが下手なために暴力を振るうタイプ、三つは出生家族において暴力を身近に経験してきたために暴力を振るうことへの抵抗感がもともと乏しいタイプ、四つはアルコールや薬物への依存ともかかわって病的な人格のあらわれとして暴力を振るうタイプ、の四つである。

米国においてもバタラーズの研究が進められている。

Asian Americans for Community Involvementというカリフォルニア州にある、被暴力女性のための市民団体がシェルターを運営する支援者のためのマニュアルを作成している。そのなかで描かれているバタラーズ像は次のようだ。「自己評価が低い。病的に嫉妬心が強い。伝統的な考えを持ちステレオタイプのな性別役割分業を信じている。自分の行動を他人のせいにする。自分の行動に責任を持たず、自分の行いが悪い結果をもたらしているとは考えない。ジキル博士とハイド氏的人格。持っている感情といえ

たいていは怒りである。社会的に孤立している。友人がほとんどいない。暴力の深刻さを軽く考えたり否定したりする。アルコールやドラッグを乱用する。子ども時代に暴力を目撃した体験がある。被害者のことを本当に愛し、必要としている。何につけても支配する立場になりたがるが自分自身をコントロールすることはほとんどできない。」という具合だ。

さらに、Larry W. Bennett, Oliver J. Williamsは、“Men who batter”, in *Family Violence*, (Sage Pub. 1998)において、加害者は何ら特別な人間ではなく、年に1400人以上の女性が家庭内暴力が原因で死亡しているし、その1000倍以上が暴力にあい、かつ精神的感情的虐待のなかにあると指摘する。

この研究は、暴力は個人の問題であるという心理学的把握に力点を置く（たとえば、個人の逸脱。生まれ育った家族での体験、メディアからの学習、仲間の模倣、望まれる男らしさの規範、制裁の欠如、精神病理的な背景など個人の問題であり、マンツーマンのカウンセリングが効果的。家庭内暴力は犯罪ではなく、社会的ジェンダー的な要因ではない。あくまでも個人の問題とする見地）、それとも社会学的把握に力点を置くか（たとえば、異なる結論になることを指摘する。個人的な問題であると同時に社会的な問題であり、家父長制社会における女性への暴力という視点が大切と主張するのが社会学的把握の仕方である。社会学的把握は、共依存や共在の責任、カップルカウンセリングなど、女性をも共犯者に巻き込むことによるような原因論には反対する（p. 229）。

こうした、家庭内暴力は個人の問題であるという認識は保守的社会理論を前提にしている。社会に対する市民の責任を強調し、責任をまっとうできない病んだ個人を批判するという立論である。女性に対する暴力という把握は、社会全体が病んでいるということ認めることとなるので採用しがたく、保守的社会理論は社会の病みは個人の病みに由来するという考えを採る。

さらに「社会の医療化」も個人の責任を強調

する背景を成している。たとえば「DMS」(精神科診断マニュアル)、1984年版は494頁だったのが1994年版は886頁と実に561%となっている。つまり、精神科領域の診断名が増え、病気もしくは障害としてカウントされる現象が増大したことを意味する。家庭内暴力への関心が広がりつつあるが、加害者はなお個人的な問題をかかえ、精神を病む人間だという理解が一般的だ。

ダイヴァージョン・プログラムの結果を踏まえ、私たちは個人的な問題であるという心理学的精神医学的認識と、すべての男性が潜在的加害者であるという社会的背景の強調の認識の両極的で二元的な把握を乗り越える視点をもつべきである。つまり、「すべてに共通する単一の原因を探り、一元的な加害者像を求めようとする企て」を捨てる、要するに多様な加害者類型を科学的に研究すべきであるという。最近の加害者研究はいくつかの類型化をおこなっている。しかし、なぜ殴る男性と殴らない男性がいるのかを説明することは容易ではない。出自家族・定位家族における男性の経験、精神医学的背景、薬物依存との関連が殴る男性と殴らない男性との分岐点をなすと考えるべきだろう。

殴る男性の特性を探るには多様なアプローチがある。たとえば、暴力の世代間連鎖である。ダイヴァージョン・プログラムに参加する男性の75%が出自家族での暴力体験者だという研究もある。また、840人の加害者を研究した96年調査では、そのうちの33%は両親の暴力に直面し、26%は両親による児童虐待を経験していた。定位家族との関連では、3つの回路が男性をして家庭内暴力の加害者にいきつかせる。第1は、両親の暴力に直面すること、第2に学歴の低さ、第3には親のアルコール依存が連鎖するという研究もある。

精神医学的背景も同じように重視されている。反社会性人格障害、抑鬱、アルコール依存症などの精神疾患との関連がある加害者は92年の調査では16%。境界性人格障害(ボーダーライン・パーソナリティ)と攻撃的パーソナリティとの関連を指摘する研究もある。しかし、

なんらかの精神医学的現実と家庭内での女性への暴力の直接的因果関係は結論しにくい。

薬物依存も同じく注目されている変数である。しかし、家庭内暴力にとってアルコールは必要条件でも十分条件でもない。殴るという行動は選択した結果であり、導かれた行動である。アルコールの陰に無責任に伴う行動ではない。

こうした視点を加味しながら、加害者の類型をおこなう研究がある。

たとえば二つのタイプの加害者像を析出したものがある。一つは家族のなかでだけ暴力を振るう男性、二つは家族の外でも暴力を振るう男性という類型である。前者はアルコール依存や他の犯罪的行動との結びつきは少ない。後者は一般的に暴力を振るうタイプである。

また別の研究は、タイプ1とタイプ2を分け、定位家族における被暴力体験の有無、家族以外の者への暴力行使体験の有無をもとにして二つのタイプを分けている。タイプ1は定位家族での被暴力体験が44%、タイプ2は3%、家族外での暴力行使体験はタイプ1が44%、タイプ2が3%となっており、この二つの指標でみて、前者のタイプは反社会的で攻撃的サディスティックなタイプであると言う。

また、三つのタイプに類型化をおこなっているのは、Gondolfの研究である。被暴力女性のためのシェルターから集めた加害者像をもとにして、典型的パトラー(50%)、反社会性パトラー(40%)、社会病理的パトラー(10%)と分けている。Saundersの研究は、パタラーズ・プログラムの男性データをもとにして、家族のみへのパタラーズ(52%)、一般的な攻撃性をもつパタラーズ(29%)、感情的に爆発しやすいパタラーズ(19%)と分けている。

HoltzworthやStuartの研究では、家族に対してのみ暴力を振るうパタラーズ、身体違和感をもつ境界例のパタラーズ、反社会的パタラーズに分けている。こうした類型論は論争的であり、確定的な結論がでているわけではない。しかし大切なことはすべてのパタラーズに効果的なプログラムを展開することは不可能であり、それ

そのタイプに即して効果的なアプローチが必要となるということだ。

また、先述したレノア・ウォーカーは、前掲書のなかで、加害者の特性をシェルターの女性たちが伝える像として次のようにとらえている。「1）自己評価が低い。2）虐待関係についてすべての神話を信じている。3）男性至上主義者で、家庭における男性の性的役割を信じている。4）自分の行動を他の人のせいにする。5）病的なほど嫉妬深い。6）二重人格を呈する。7）重度のストレス反応をし、このために酒を飲んだり、妻を虐待する。8）男らしさを回復するために、セックスを支配的行動として利用することが多い。9）自分の暴力行為が悪い結果を生むとは信じていない」（46頁）。

最後に、本文で紹介したエマージュでカウンセラーとして指導するアダムスの研究は、エマージュに参加したバタラーズのデータをもとにして、殴る男性と殴らない男性との比較研究をおこなっているユニークなものである。アダムスの分析枠組みは次の5点に即して、殴る男性と殴らない男性を比較している。第1は、男性の女性に対する態度、第2は男性のパートナーに対する共感力（感情移入）、第3は男性のパートナーに対する敬意（積極的な関心）、第4は男性の特権（家庭内サービス、感情的なケアサービス、性的な特権意識、自由な振るまい、共有財産への支配という5つの点での男性の特権の意識ならびに態度）、第5は婚姻生活を維持するうえで必要な責任と自由の分かち合いについての価値意識に関わる関係性、第6は物理的・心理的虐待である。

これらの比較研究は暴力の直接的な原因を探ることではなくて、どのような男性性と暴力的行動の相関関係がみいだせるかを探ろうとしたものである。男性の持つ伝統的な性別役割分担意識やそれにもとづく女性への態度という点では殴る男性も殴らない男性も差異はなく、家事や育児の分担という点でも同じく差異は見いだせない。有為な差異は第4点目であった。男性の特権にもとづくパートナーへの行為期待が高いという特性である。これが伝統的な性別役割

分担意識と結びつき、期待が満たされないときに暴力を振るうことが誘発されるという。その他の誘発要因として、パートナーに対する所有意識、性的嫉妬心、独特の結婚観（結婚したことにより犠牲になった自由な私生活という意識）、家族経営における意志決定過程の独占、相互作用的な感情移入の欠如などが相関するのがバタラーズの特性だと指摘している。

つまり、一般的な性別役割分業意識から直接に暴力的な行動が導き出せるというのではなくて、こうした媒介的な意識や行動が重視されているということになる。したがって、男性の暴力は性別役割分業それ自体の廃棄と短絡的には結びつかず、独自の努力によって暴力それ自体をなくすことができるということを示唆している。David C. Adams, *Empathy and Entitlement: A Comparison of Battering and Nonbattering Husbands*, Unpublished.

こうした多様なデータをもとにして加害者研究が進んでいる。概略的な特性把握の紹介でしかないが、男性＝加害者とされる傾向や性別役割分業意識と暴力的行動とを直線的に結び付ける無媒介な立論ではなく、バタラーズの類型論もふまえた効果的なダイヴァージョン・プログラム開発のためには、それぞれの研究の詳細な検討が必要となる。いずれ稿を改めて紹介したいと考えている。加害者研究については以下の文献を参照した。

- Brisson, N.J. "Battering Husbands: A Survey of Abusive Men," *Victimology*, Vol.6 (1981):338-344.
- Chen, H., Bersani, C., Myers, S.M. & Denton, R. "Evaluating the Effectiveness of a Court Sponsored Abuser Treatment Program," *Journal of Family Violence*, Vol.4, No.4 (1989): 309-321.
- Dutton, G.D. *The Abusive Personality: Violence and Control in intimate relationships*, The Guilford Press, (1998) .
- Dutton, G.D. *The Batterer: Psychological Profile*. Basic Books. (1995).
- Edleson, J.L. "Working with Men who Batter," *Social Work*, (May-June 1984): 237-242.
- Elbow, M. "Theoretical Considerations of Violent

- Marriages," *Social Casework*, (November 1977): 515-526.
- Goetting, A. "Men who Kill Their Mates: A Profile," *Journal of Family Violence*, Vol.4, No.3 (1989): 287-296.
- Gondolf, E.W. "Changing Men who Batter: A Developmental Model for Integrated Interventions," *Journal of Family Violence*, Vol.2, No.4 (1987): 335-349.
- Gondolf, E.W. "Anger and Oppression in Men who Batter: Empiricist and Feminist Perspectives and their Implications for Research," *Victimology*, (Vol.10 1985): 311-324.
- Gondolf, E.W. "Evaluating Programs for Men Who Batter: Problems and Prospects," *Journal of Family Violence*, Vol.2, No.1 (1987): 95-108.
- Grusznski, R.J. & Carrillo, T.P. "Who Completes Batterer's Treatment Groups? An Empirical Investigation," *Journal of Family Violence*, Vol.3, No.2 (1988): 141-150.
- Howell, M.J. & Pugliesi, K.L. "Husbands who Harm: Predicting Spousal Violence by Men," *Journal of Family Violence*, Vol.3, No.1 (1988): 15-27.
- Jennings, J.L. "History and Issues in the Treatment of Battering Men: A Case for Unstructured Group Therapy," *Journal of Family Violence*, Vol.2, No.3 (1987): 193-213.
- Kalmuss, D. "The Intergenerational Transmission of Marital Aggression," *Journal of Marriage and the Family*, (Feb 1984): 11-19.
- Neidig, P.H. & Friedman, D.H. & Collins, B.S. "Domestic Conflict Containment: A Spouse Abuse Treatment Program," *Social Casework*, (April 1985): 195-204.
- Palmer, S., Brown, R. A. & Barrera, M. E. "Group Treatment Program for Abusive Husbands: Long-Term Evaluation," *American Journal of Orthopsychiatry*, (April 1992): 276-281.
- Robers, A.R. "Psychosocial Characteristics of Batterers: A Study of 234 Men Changed with Domestic Violence Offenses," *Journal of Family Violence*, Vol.2, No.1 (1987): 81-140.
- Saunders, D.G. "Helping Husbands who Batter," *Social Casework*, (June 1984): 347-353.
- Saunders, D.G. "A Typology of Men who Batter: Three Types Derived from Cluster Analysis," *American Journal of Orthopsychiatry*, (April 1992): 264-275.
- Sherman, L.W. & Berk, R.A. "The Specific Deterrent Effects of Arrest for Domestic Assault," *American Sociological Review* (April 1984): 261-272.
- Straus, M.A. & Gelles, R.J. "Societal Change and Change in Family Violence from 1975 to 1985 As Revealed by Two National Surveys," *Journal of Marriage and the Family*, (August 1986): 465-479.
- Taubman, S. "Beyond the Bravado: Sex Roles and the Exploitive Male," *Social Work*, (Jan-Feb 1986): 12-18.